

平成29年（2017年）

第4回定例会

# 議案の内容

町田市議会事務局調査法制係

042-722-3111  
内線 4717・4718

第1版 2017.11.22 調製



## 平成29年(2017年)第4回町田市議会定例会日程一覧表

※11月22日(水) 告示 議案配付 議会運営委員会  
 ※11月27日(月) 正午 一般質問通告締切  
 ※11月27日(月) 午後2時～午後5時 一般質問打ち合わせ  
 11月28日(火) 午前10時～午後5時

月	日	曜日	会議種別	摘 要	備 考
11	30	木	本 会 議 議会運営委員会	報告第 7 号 ————— 提案理由説明 — 質疑 — 表決 第 8 6 号議案 ————— 提案理由説明 第 7 7 号議案～第 8 1 号議案、 第 8 3 号議案～第 8 5 号議案 — 提案理由説明 第 8 2 号議案 ————— 提案理由説明 — 質疑 — 付託 常任委員会審査報告 ————— 質疑 — 表決	
			常任委員会	文教社会	
12	1	金	議案説明会 全員協議会		
	2	⊕			
	3	⊕			
	4	月	議案調査		
	5	火	本 会 議	一般質問	質疑通告締切 午後零時50分 請願・陳情受付締切 午後5時
	6	水	本 会 議 議会運営委員会	一般質問	
	7	木	本 会 議	一般質問	
	8	金	本 会 議	一般質問	
	9	⊕			
	10	⊕			
	11	月	本 会 議	一般質問	
	12	火	本 会 議 議会運営委員会	第 7 8 号議案～第 8 1 号議案、 第 8 3 号議案～第 8 5 号議案 第 7 7 号議案 ————— 質疑 — 付託 請願及び陳情の付託報告	議員提出議案提出締切 午後零時50分
	13	水	常任委員会	文教社会・建設	
	14	木	常任委員会	総務・健康福祉	
	15	金	常任委員会	常任委員会予備日	
	16	⊕			
	17	⊕			
	18	月	議事整理		委員会提出議案提出締切 午後零時50分 即決請願・委員会提出の 議員提出議案提出締切 午後零時50分
	19	火	議事整理		
	20	水	議事整理		
	21	木	議事整理		

月	日	曜日	会議種別	摘 要	備 考
12	22	金	本 会 議 議 会 運 営 委 員 会	常任委員会審査報告 ————— 質疑 — 表決 議員提出議案 ————— 提案理由説明 — 質疑 — 表決 請願及び陳情の付託報告	

平成29年第4回定例会は、11月30日(木)に招集され、12月22日(金)までの23日間の会期で開かれます。

審議される案件は、予算1件、条例7件、その他が3件となっています。

予算案は、平成29年度(2017年度)町田市一般会計補正予算(第4号)が上程されています。条例案は、町田市手数料条例の一部を改正する条例などが上程されています。

その他、市民から提出された請願等が上程されます。

## ◆ 議案の内容 ◆

### 第77号議案 平成29年度(2017年度)町田市一般会計補正予算(第4号)

#### 第78号議案 町田市手数料条例の一部を改正する条例

※ コンビニエンスストアにおける証明書自動交付サービスの利用の促進を図ることを目的として、当該サービスを利用した場合の手数料を減額するため、所要の改正をするものです。

#### 第79号議案 町田市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

※ 雇用保険法の改正趣旨を踏まえ、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

#### 第80号議案 町田市体育施設条例の一部を改正する条例

※ 緑ヶ丘グラウンド新設に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

#### 第81号議案 町田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

※ 国民健康保険税の賦課方式を変更するとともに、納期ごとの分割金額に係る端数処理の方法を変更するため、所要の改正をするものです。

#### 第82号議案 町田市学童保育クラブ設置条例の一部を改正する条例

※ 相原小学校区に設置されている学童保育クラブの移転に伴い、関連する規定を整理するため、所要の改正をするものです。

#### 第83号議案 町田市生産緑地地区の区域の規模に関する条例

※ 町田市における生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条件を定めることを目的として、制定するものです。

#### 第84号議案 町田市立公園条例の一部を改正する条例

※ 町田市立陸上競技場の大型映像装置の設置に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

### **第 8 5 号議案 町田市立鶴川第一小学校体育館棟改築工事請負契約**

※ まちだ未来づくりプラン実現のために策定した「町田市 5 ヶ年計画 17-21 (重点事業プラン)」に基づき、老朽化した小学校の教育環境を改善するため、鶴川第一小学校の体育館棟の改築及び周囲の外構整備に係る工事請負契約を締結するものです。

### **第 8 6 号議案 生活保護受給者から取得した損害賠償請求権に基づく訴訟参加について**

※ 生活保護受給者から取得した損害賠償請求権に基づき、町田市が訴訟に参加するものです。

### **【報告承認案件】**

**報告第 7 号 町田市消防団消防ポンプ車両による交通事故に係る損害賠償額の専決処分の承認を求めることについて**

# 平成29年度12月補正予算

## 1 2月補正予算の概要

1 2月補正予算では、南町田拠点創出まちづくりプロジェクトの一環として、2019 年秋のまちびらきに向けて、鶴間公園再整備事業の債務負担行為を設定します。

そのほか、事業の執行見込み等にあわせた補正を行います。

一般会計補正予算額

△2,965 万 2 千円

### 補正予算の主な内容

#### 1 賑わいのあるまちづくりのために

- ・鶴間公園再整備事業 0万円  
(2017～2018 年度債務負担行為事業 総事業費 13 億 2,361 万円)



## 2017年度12月補正 会計別予算構成表

(千円)

区 分	補正前の額		補 正 額	計		
		構成比(%)			構成比(%)	
一 般 会 計	151,265,934	55.1	△ 29,652	151,236,282	55.1	
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険 事 業 会 計	51,607,133	18.8	—	51,607,133	18.8
	下 水 道 事 業 会 計	12,092,165	4.4	—	12,092,165	4.4
	介 護 保 険 事 業 会 計	33,610,349	12.3	—	33,610,349	12.3
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業 会 計	10,466,358	3.8	—	10,466,358	3.8
	病 院 事 業 会 計	15,458,442	5.6	—	15,458,442	5.6
	収 益 的	14,520,817	5.3	—	14,520,817	5.3
	資 本 的	937,625	0.3	—	937,625	0.3
	小 計	123,234,447	44.9	—	123,234,447	44.9
合 計	274,500,381	100.0	△ 29,652	274,470,729	100.0	

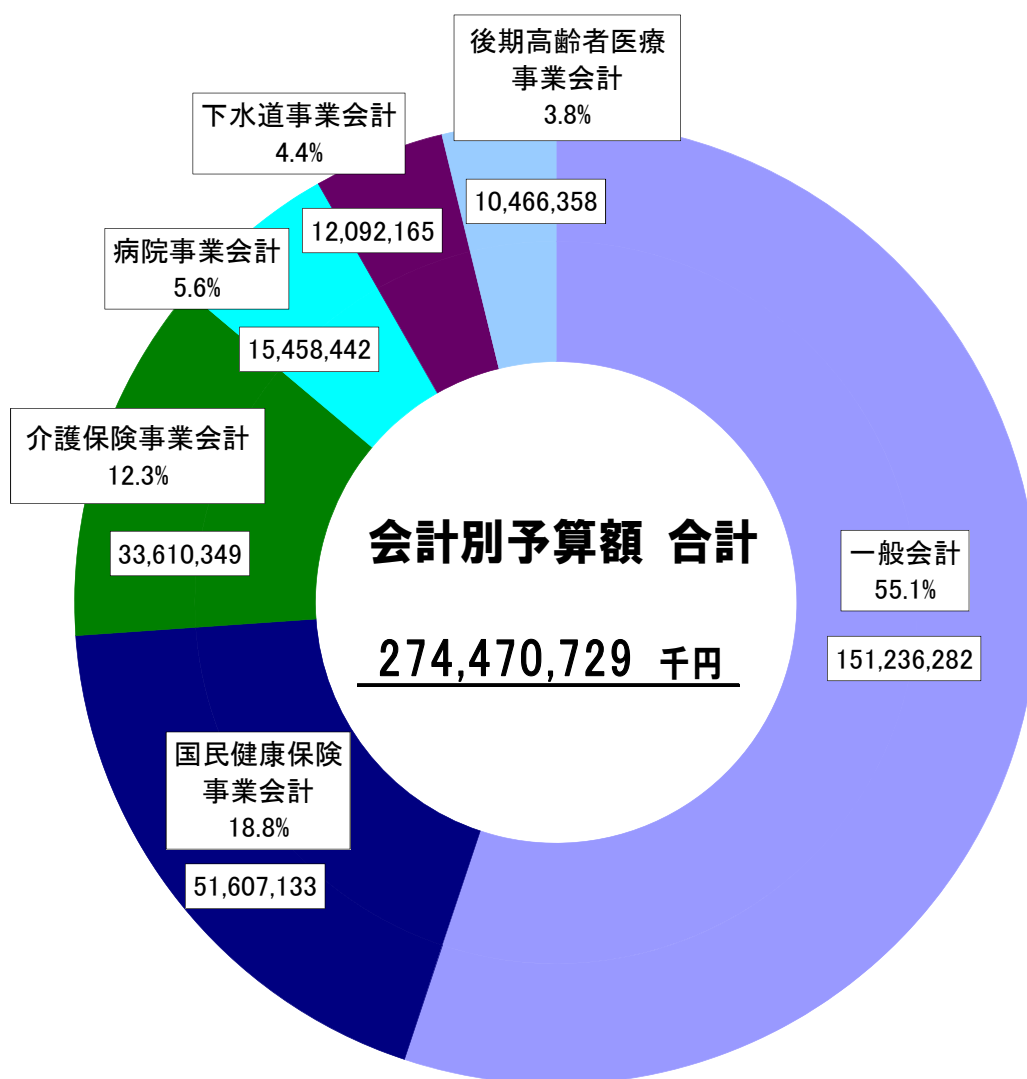
**【概要】**

○ 一般会計の補正額は△2,965万2千円で、補正後の全会計予算総額2,744億7,072万9千円に対する一般会計の構成比は55.1%です。

# 2017年度 会計別予算構成

<12月補正後>

(単位:千円)



## 2017年度12月補正 一般会計歳入予算内訳表

(千円)

款	補正前の額		補正額	計	
		構成比(%)			構成比(%)
1. 市 税	68,327,876	45.2	—	68,327,876	45.2
2. 地 方 譲 与 税	678,201	0.5	—	678,201	0.5
3. 利 子 割 交 付 金	115,000	0.1	—	115,000	0.1
4. 配 当 割 交 付 金	475,500	0.3	—	475,500	0.3
5. 株式等譲渡所得割交付金	488,900	0.3	—	488,900	0.3
6. 地方消費税交付金	8,436,000	5.6	—	8,436,000	5.6
7. ゴルフ場利用税交付金	40,000	0.0	—	40,000	0.0
8. 自動車取得税交付金	302,001	0.2	—	302,001	0.2
9. 地方特例交付金	308,000	0.2	—	308,000	0.2
10. 地方交付税	1,357,494	0.9	—	1,357,494	0.9
11. 交通安全対策特別交付金	53,000	0.0	—	53,000	0.0
12. 分担金及び負担金	1,518,374	1.0	—	1,518,374	1.0
13. 使用料及び手数料	3,463,129	2.3	—	3,463,129	2.3
14. 国庫支出金	26,497,282	17.5	△ 17,386	26,479,896	17.5
15. 都 支 出 金	19,493,049	12.9	14,334	19,507,383	12.9
16. 財 産 収 入	599,045	0.4	—	599,045	0.4
17. 寄 附 金	41,047	0.0	—	41,047	0.0
18. 繰 入 金	6,819,482	4.5	—	6,819,482	4.5
19. 繰 越 金	4,359,335	2.9	—	4,359,335	2.9
20. 諸 収 入	1,423,719	0.9	—	1,423,719	0.9
21. 市 債	6,469,500	4.3	△ 26,600	6,442,900	4.3
歳 入 合 計	151,265,934	100.0	△ 29,652	151,236,282	100.0

### 【概要】

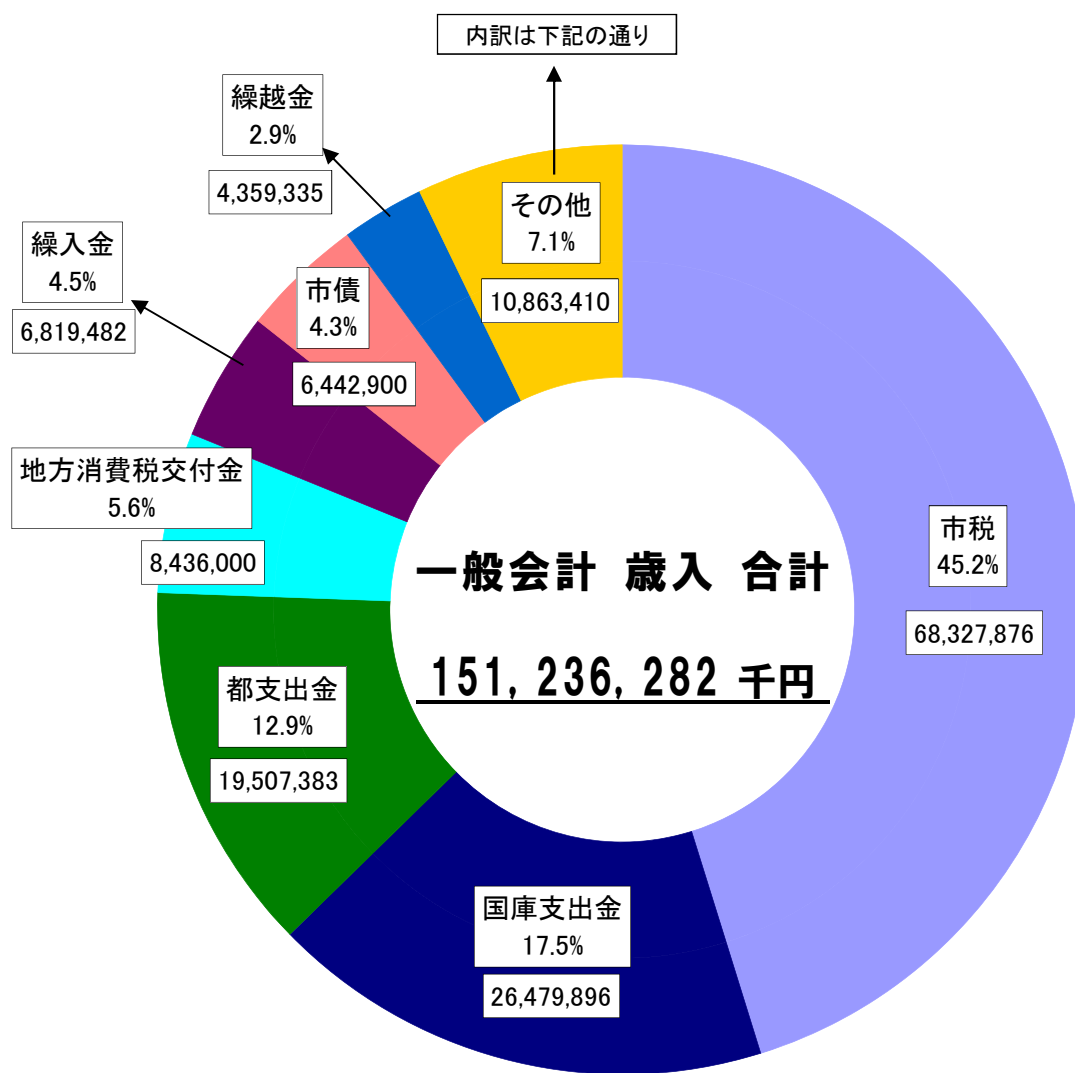
12月補正予算の主なもの

- 款14. 国庫支出金      保育所等整備交付金 (△17百万円)
- 款15. 都支出金      都民税徴収委託金 (19百万円)  
待機児童解消支援事業費補助金 (△4百万円)
- 款21. 市債            市民活動支援施設整備事業債 (△24百万円)  
保育所整備事業債 (△3百万円)

# 2017年度 一般会計 歳入予算内訳

<12月補正後>

(単位:千円)



## その他 内訳

(単位:千円)

使用料及び手数料	3,463,129	配当割交付金	475,500
分担金及び負担金	1,518,374	地方特例交付金	308,000
諸収入	1,423,719	自動車取得税交付金	302,001
地方交付税	1,357,494	利子割交付金	115,000
地方譲与税	678,201	交通安全対策特別交付金	53,000
財産収入	599,045	寄附金	41,047
株式等譲渡所得割交付金	488,900	ゴルフ場利用税交付金	40,000

## 2017年度12月補正 一般会計歳出予算 目的別内訳表

(千円)

款	補正前の額 (構成比)	補正額	計 (構成比)	補正額の財源内訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1. 議会費	658,096 (0.4%)	—	658,096 (0.4%)	—	—	—	—	—
2. 総務費	22,273,995 (14.7%)	18,460	22,292,455 (14.7%)	—	18,680	△ 24,000	—	23,780
3. 民生費	76,110,535 (50.3%)	△ 28,254	76,082,281 (50.3%)	△ 17,386	△ 4,346	△ 2,600	—	△ 3,922
4. 衛生費	14,311,999 (9.5%)	—	14,311,999 (9.5%)	—	—	—	—	—
5. 労働費	35,422 (0.0%)	—	35,422 (0.0%)	—	—	—	—	—
6. 農林費	365,801 (0.3%)	—	365,801 (0.3%)	—	—	—	—	—
7. 商工費	952,510 (0.6%)	22,818	975,328 (0.6%)	—	—	—	—	22,818
8. 土木費	13,108,746 (8.7%)	11,250	13,119,996 (8.7%)	—	—	—	—	11,250
9. 消防費	5,317,423 (3.5%)	△ 54,226	5,263,197 (3.5%)	—	—	—	—	△ 54,226
10. 教育費	11,496,567 (7.6%)	300	11,496,867 (7.6%)	—	—	—	—	300
11. 災害復旧費	6 (0.0%)	—	6 (0.0%)	—	—	—	—	—
12. 公債費	6,534,834 (4.3%)	—	6,534,834 (4.3%)	—	—	—	—	—
13. 予備費	100,000 (0.1%)	—	100,000 (0.1%)	—	—	—	—	—
歳出合計	151,265,934 (100.0%)	△ 29,652	151,236,282 (100.0%)	△ 17,386	14,334	△ 26,600	—	0

### 【概要】

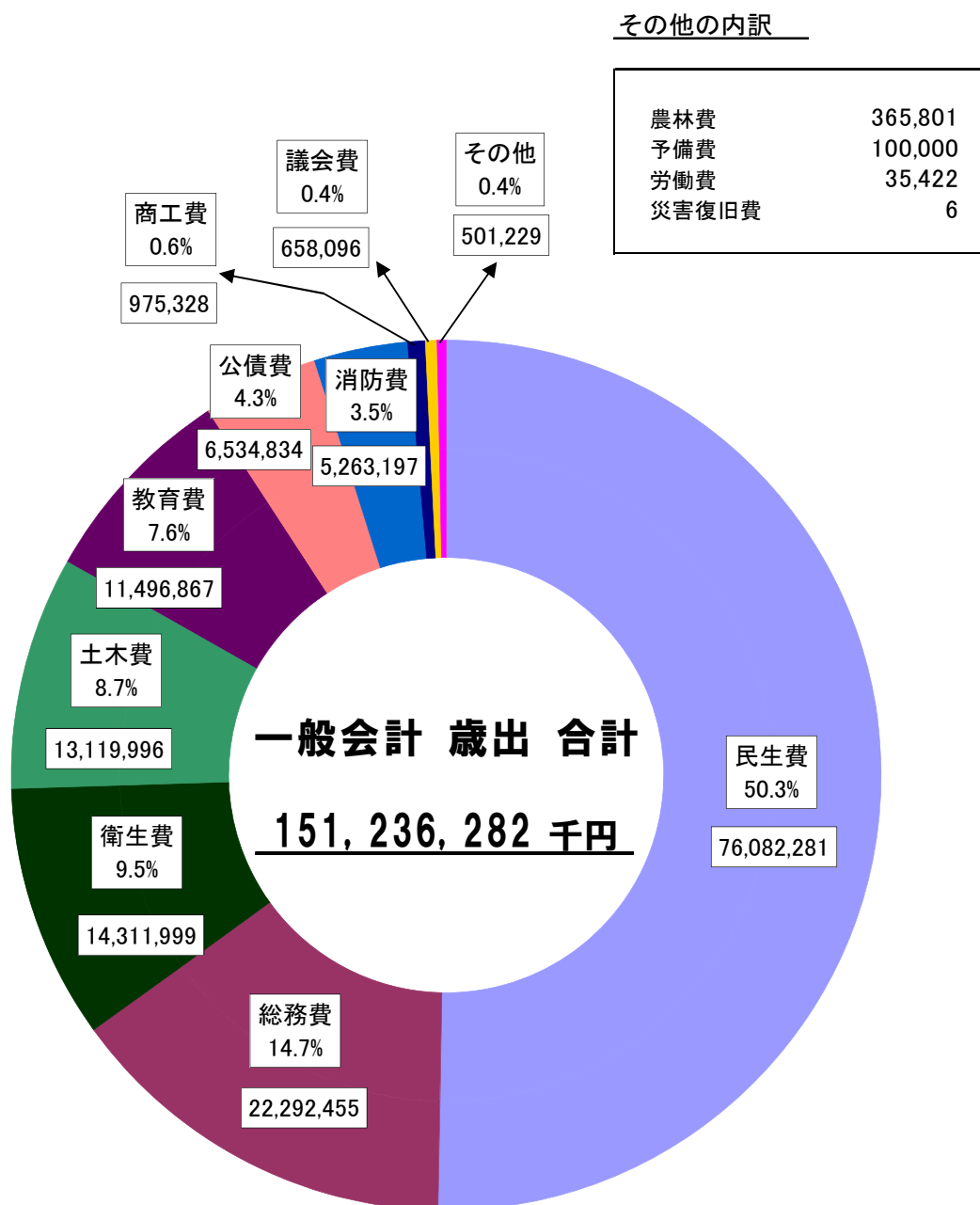
#### 12月補正予算の主なもの

- 款2. 総務費 財政調整基金積立金 (78百万円)  
公有財産購入費 (△32百万円)、建物借上料 (△27百万円)
- 款3. 民生費 民間保育所整備事業費補助金 (△28百万円)
- 款7. 商工費 中小企業融資利子補助金 (23百万円)
- 款8. 土木費 道路応急修繕料(11百万円)
- 款9. 消防費 常備消防都委託料 (△54百万円)
- 債務負担行為補正の内容 (期間/限度額/総事業費)  
追加: 鶴間公園再整備事業 (2017~2018年度/13.2億円/13.2億円)  
変更: 認可保育所増改築整備費補助事業  
(2017~2018年度→2017~2019年度/2.5億円→2.9億円/2.8億円→2.9億円)

# 2017年度 一般会計 歳出予算 目的別内訳

<12月補正後>

(単位:千円)



2017年度12月補正 一般会計歳出予算 性質別内訳表

(千円)

区 分		補正前の額		補正額	計	
			構成比(%)			構成比(%)
義 務 的 経 費	人 件 費	22,878,009	15.1	—	22,878,009	15.1
	職 員 給 与 費	19,356,448	12.8	—	19,356,448	12.8
	特別職給与費等	3,521,561	2.3	—	3,521,561	2.3
	扶 助 費	48,819,306	32.3	—	48,819,306	32.3
	公 債 費	6,534,833	4.3	—	6,534,833	4.3
	計	78,232,148	51.7	—	78,232,148	51.7
投 資 的 経 費		12,540,048	8.3	△ 60,324	12,479,724	8.3
そ の 他 経 費	物 件 費	21,679,496	14.3	△ 26,926	21,652,570	14.3
	維 持 補 修 費	944,137	0.6	11,250	955,387	0.6
	補 助 費 等	13,465,610	8.9	△ 31,408	13,434,202	8.9
	繰 出 金	16,890,238	11.2	—	16,890,238	11.2
	出 資 金 ・ 貸 付 金	8,601	0.0	—	8,601	0.0
	積 立 金	7,405,656	4.9	77,756	7,483,412	4.9
	予 備 費	100,000	0.1	—	100,000	0.1
	計	60,493,738	40.0	30,672	60,524,410	40.0
歳 出 合 計		151,265,934	100.0	△ 29,652	151,236,282	100.0

【概要】

12月補正予算の主なもの

- 投資的経費 公有財産購入費 (△32百万円)  
民間保育所整備事業費補助金 (△28百万円)
- 物件費 建物借上料 (△27百万円)
- 維持補修費 道路応急修繕料 (11百万円)
- 補助費等 常備消防都委託料 (△54百万円)  
中小企業融資利子補助金 (23百万円)
- 積立金 財政調整基金積立金 (78百万円)

# 2017年度 一般会計 歳出予算 性質別内訳

<12月補正後>

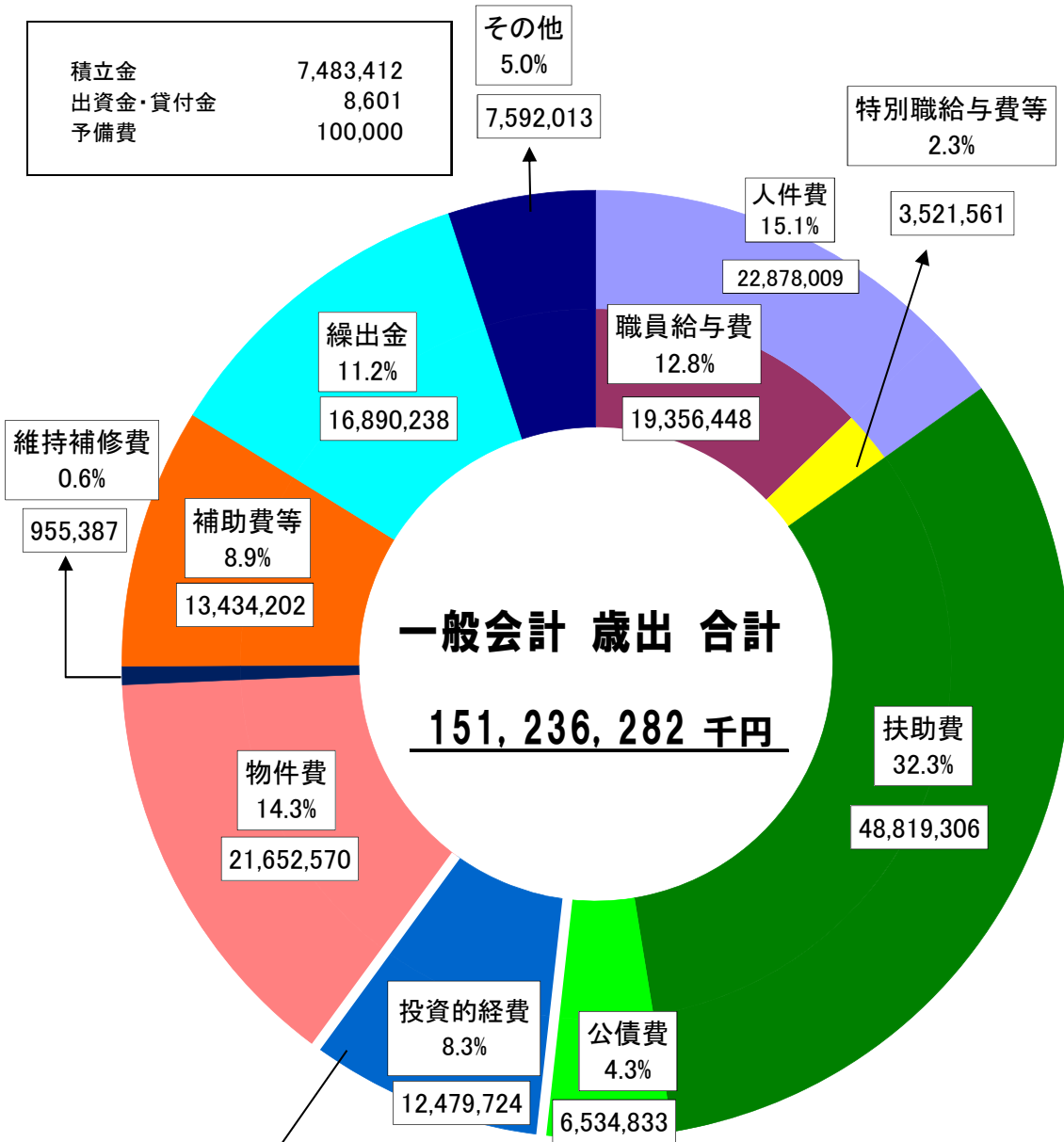
その他の内訳

(単位:千円)

積立金	7,483,412
出資金・貸付金	8,601
予備費	100,000

その他  
5.0%  
7,592,013

特別職給与費等  
2.3%  
3,521,561



投資的経費 内訳

総務費	1,928,260	土木費	5,584,470
民生費	1,080,651	消防費	441,386
衛生費	2,344,956	教育費	1,043,362
農林費	45,536	災害復旧費	6
商工費	11,097		



議案概要

議案名	第78号議案 町田市手数料条例の一部を改正する条例
-----	---------------------------

【議案提出の目的】

コンビニエンスストアにおける証明書自動交付サービスの利用の促進を図ることを目的として、当該サービスを利用した場合の手数料を減額するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

- コンビニエンスストアでの証明書の交付手数料に関する規定を、窓口で交付した場合よりも減額した金額で加えます。また、2018年4月1日から2021年3月31日までの3年間は、コンビニエンスストアでの交付手数料を更に50円減額します。

<証明書交付手数料>

	交付場所	住民票、印鑑証明書、 課税・非課税証明書	戸籍証明書
改正前	-	300円	450円



改正後	窓口	300円	450円
	コンビニエンスストア	200円	300円



3年間の 特例措置	コンビニエンスストア	150円	250円
--------------	------------	------	------

- 2018年4月1日から施行します。

【議案の法的根拠】

- 地方自治法第227条（手数料）
- 地方自治法第228条第1項（分担金等に関する規制及び罰則）

問合せ先	(条例の内容) 財務部 財政課長 増山 (住民票等関係) 市民部 市民課長 水嶋 (税証明関係) 財務部 市民税課長 河井	電話	724-2149 724-4225 724-3067
------	---	----	----------------------------------

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第79号議案 町田市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例</p>		
<p><b>【議案提出の目的】</b>  雇用保険法の改正趣旨を踏まえ、関係する規定を整備するため、所要の改正をします。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <p>○ 雇用保険の失業給付に相当する町田市職員の退職手当の支給について、次の改正を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 雇用保険の基本手当の個別延長給付<sup>※1</sup>及び地域延長給付<sup>※2</sup>に相当する退職手当の支給に関する規定を加えます。(公布日施行)</li> <li>・ 公共職業安定所の紹介した職業に就くため、その住所を変更する者に支給する「移転費」について、特定地方公共団体及び職業紹介事業者の紹介した職業に就く場合も支給対象者とする旨の規定を加えます。(2018年1月1日施行)</li> </ul> <p>※1「個別延長給付」：災害により離職した者等に対し、雇用保険の基本手当の給付日数を原則60日(最大120日)延長するもの</p> <p>※2「地域延長給付」：雇用情勢が悪い地域に居住する者に対し、雇用保険の基本手当の給付日数を60日延長するもの(5年間の暫定措置)</p> <p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <p>○ 雇用保険法等の一部を改正する法律</p>			
<p>問合せ先</p>	<p>総務部 職員課長 老沼</p>	<p>電話</p>	<p>724-2761</p>

議案概要

議案名	第 8 0 号議案 町田市体育施設条例の一部を改正する条例																													
<p><b>【議案提出の目的】</b>            緑ヶ丘グラウンド新設に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b>            ○ 緑ヶ丘グラウンドの所在地、休場日、利用時間及び利用料金に関する規定を加えます。            ○ 2018年11月1日から施行します。</p> <p><b>【議案の法的根拠】</b>            ○ 地方自治法第244条の2（公の施設の設置、管理及び廃止）</p> <p><b>【施設の概要】</b>            ○ 対象施設            ・名称 緑ヶ丘グラウンド            ・所在地 町田市本町田2,380番地6            ○ 施設概要            ・敷地全体面積 6,936.22㎡            ・グラウンド概要 [面積] 3,500㎡(50m×70m)            [設備等]ダスト舗装、散水設備            ・建物概要 [建築面積/延べ面積] 76.23㎡/69.56㎡            [設備等]倉庫、男子トイレ・女子トイレ・みんなのトイレ、足洗い場            [構造等]軽量鉄骨造、平屋            ・駐車場 無料駐車場20台            ・竣工年月 2018年10月（予定）            ・その他 少年サッカー、少年野球（バッティング練習制限有）等での利用が可能です。クラブハウスや事務所等の機能はありません。            ○ 休場日、利用時間及び利用料金            ・休場日 年末年始            ・利用時間 午前9時から午後5時まで            ・利用料金            （ア）スポーツに利用する場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">利用単位</th> <th rowspan="2">入場料の徴収 又はこれに類 する取扱いを しない場合</th> <th colspan="3">入場料の徴収又はこれに類する取扱いをする場合</th> </tr> <tr> <th>入場料が1,000 円以下の金額 のとき</th> <th>入場料が1,000円 を超え3,000円未 満の金額のとき</th> <th>入場料が3,000円 以上の金額のと き</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2時間</td> <td>2,000円</td> <td>4,000円</td> <td>6,000円</td> <td>8,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>（イ）その他の事業等に利用する場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">利用単位</th> <th rowspan="2">入場料の徴収 又はこれに類 する取扱いを しない場合</th> <th colspan="3">入場料の徴収又はこれに類する取扱いをする場合</th> </tr> <tr> <th>入場料が1,000 円以下の金額 のとき</th> <th>入場料が1,000円 を超え3,000円未 満の金額のとき</th> <th>入場料が3,000円 以上の金額のと き</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2時間</td> <td>40,000円</td> <td>50,000円</td> <td>60,000円</td> <td>70,000円</td> </tr> </tbody> </table>					利用単位	入場料の徴収 又はこれに類 する取扱いを しない場合	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをする場合			入場料が1,000 円以下の金額 のとき	入場料が1,000円 を超え3,000円未 満の金額のとき	入場料が3,000円 以上の金額のと き	2時間	2,000円	4,000円	6,000円	8,000円	利用単位	入場料の徴収 又はこれに類 する取扱いを しない場合	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをする場合			入場料が1,000 円以下の金額 のとき	入場料が1,000円 を超え3,000円未 満の金額のとき	入場料が3,000円 以上の金額のと き	2時間	40,000円	50,000円	60,000円	70,000円
利用単位	入場料の徴収 又はこれに類 する取扱いを しない場合	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをする場合																												
		入場料が1,000 円以下の金額 のとき	入場料が1,000円 を超え3,000円未 満の金額のとき	入場料が3,000円 以上の金額のと き																										
2時間	2,000円	4,000円	6,000円	8,000円																										
利用単位	入場料の徴収 又はこれに類 する取扱いを しない場合	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをする場合																												
		入場料が1,000 円以下の金額 のとき	入場料が1,000円 を超え3,000円未 満の金額のとき	入場料が3,000円 以上の金額のと き																										
2時間	40,000円	50,000円	60,000円	70,000円																										
問合せ先	文化スポーツ振興部 スポーツ振興課長 石田			電話 724-4036																										

議案概要

議案名 第81号議案 町田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

【議案提出の目的】

国民健康保険税の賦課方式を変更するとともに、納期ごとの分割金額に係る端数処理の方法を変更するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

- 2018年度から施行される国民健康保険財政運営責任の都道府県化に伴い、国民健康保険税の賦課方式を、これまで町田市が採用してきた所得割額・被保険者均等割額・世帯別平等割額（以下それぞれ「所得割・均等割・平等割」という。）の合算による「三方式」から、東京都が採用する方式に合わせて、所得割・均等割の合算による「二方式」に変更します。

【国民健康保険税の税率等】

	三方式（現行）			→	二方式（変更後）		
	医療分	支援分	介護分		医療分	支援分	介護分
所得割 (基礎総所得金額×税率)	5.17%	1.76%	1.55%		5.20%	1.76%	1.55%
均等割 (1人当たり年額)	25,000 円	8,500 円	9,500 円		30,000 円	10,200 円	12,000 円
平等割 (1世帯当たり年額)	9,000 円	3,000 円	3,000 円		-	-	-

※ 基礎総所得金額＝前年の総所得金額－330,000円

【モデルケースにおける年税額】

変更後の年税額は、1人世帯（総加入世帯の59%）では減額、2人以上世帯（41%）では増額となります。

- ・ 1人世帯の場合（43歳→前年の総所得金額200万円）

	所得割額	均等割額	平等割額	年税額
<改定前>	141,400円	+ 43,000円	+ 15,000円	= 199,400円
<改定後>	141,900円	+ 52,200円	+ 0円	= 194,100円 (5,300円減)

- ・ 2人世帯の場合（夫43歳→前年の総所得金額200万円、妻41歳→所得なし）

	所得割額	均等割額	平等割額	年税額
<改定前>	141,400円	+ 86,000円	+ 15,000円	= 242,400円
<改定後>	141,900円	+ 104,400円	+ 0円	= 246,300円 (3,900円増)

- 国民健康保険税の納期限ごとの分割金額の扱いについて、現行の1,000円未満で端数処理を100円未満で端数処理することに変更します。

【計算例】


年税額 13,600円の場合の期別

現行（1,000円未満で端数処理）	第1期	6,600円	第2～8期	各1,000円
変更後（100円未満で端数処理）	第1期	1,700円	第2～8期	各1,700円

- 2018年4月1日から施行します。

問合せ先	いきいき生活部 保険年金課長 岡林	電話	724-4027
------	-------------------	----	----------

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第82号議案 町田市学童保育クラブ設置条例の一部を改正する条例</p>		
<p><b>【議案提出の目的】</b>  相原小学校区に設置されている学童保育クラブの移転に伴い、関連する規定を整理するため、所要の改正をするものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <p>○ 相原たけの子学童保育クラブの位置を次のように改めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 変更前 町田市相原町 2, 025 番地 2</li> </ul> <div style="text-align: center;">  </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 変更後 <u>町田市相原町 1, 673 番地</u></li> </ul> <p>○ 2017 年 12 月 5 日から施行します。</p> <p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <p>○ 地方自治法第 244 条の 2（公の施設の設置、管理及び廃止）</p> <p><b>【改正により何が変わるか】</b></p> <p>○ 子どもセンターぱお内にある相原たけの子学童保育クラブを相原小学校内に移設することにより、児童の通所における安全性が確保されます。</p> <p>○ 相原小学校内に移設し、2017 年度から開始した新たな「まちとも」とより一体的な運営を図ります。</p>			
<p>問合せ先</p>	<p>子ども生活部 児童青少年課長 佐藤</p>	<p>電話</p>	<p>724-2182</p>

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第 8 3 号議案 町田市生産緑地地区の区域の規模に関する条例</p>		
<p><b>【議案提出の目的】</b>  町田市における生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条件を定めることを目的として、制定するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生産緑地地区に定めることができる区域の規模を現在の「500 平方メートル以上」から「300 平方メートル以上」に緩和します。</li> <li>○ 2018 年 4 月 1 日から施行します。</li> </ul> <p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生産緑地法第 3 条第 2 項（生産緑地地区に関する都市計画）</li> <li>○ 生産緑地法施行令第 3 条（条例で農地等の区域の規模に関する条件を定める場合の基準）</li> </ul> <p><b>【経緯】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2017 年 6 月 15 日施行の生産緑地法の改正により、生産緑地地区に定めることができる農地等の区域の規模に関する条件を、生産緑地法施行令で定める基準に従い、市町村の条例で定めることができるとされました。</li> </ul> <p><b>【改正により何が変わるか】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生産緑地地区の最小規模を 300 平方メートル以上まで緩和することで、今まで指定できなかった農地が生産緑地地区として指定しやすくなります。</li> <li>○ 土地所有者が生産緑地を持ち続けやすくなることで、農地の減少を緩やかにする効果が期待できます。</li> </ul>			
<p>問合せ先</p>	<p>都市づくり部 土地利用調整課長 荻野</p>	<p>電話</p>	<p>724-4254</p>

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第 8 4 号議案 町田市立公園条例の一部を改正する条例</p>		
<p><b>【議案提出の目的】</b>  町田市立陸上競技場の大型映像装置の設置に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <p>○ 新設する大型映像装置の利用料金及び映像広告掲出利用料金を設定します。</p> <p>＜利用料金＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ スポーツに利用する場合で入場料の徴収又はこれに類する取扱いをしない場合 11,000 円/2 時間</li> <li>・ スポーツに利用する場合で入場料の徴収又はこれに類する取扱いをする場合 22,000 円/2 時間</li> <li>・ その他の事業等に利用する場合 22,000 円/2 時間</li> </ul> <p>＜映像広告掲出利用料金＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大型映像装置を利用し広告を表示する場合は、利用料金に広告 1 件につき 25,000 円を加算します。</li> </ul> <p>○ 撤去する既存の電光表示設備の利用料金を廃止します。</p> <p>○ 2018 年 4 月 1 日から施行します。</p> <p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <p>○ 地方自治法第 244 条の 2（公の施設の設置、管理及び廃止）</p>			
<p>問合せ先</p>	<p>都市づくり部 公園緑地課長 杉山</p>	<p>電話</p>	<p>724-4397</p>

議案概要

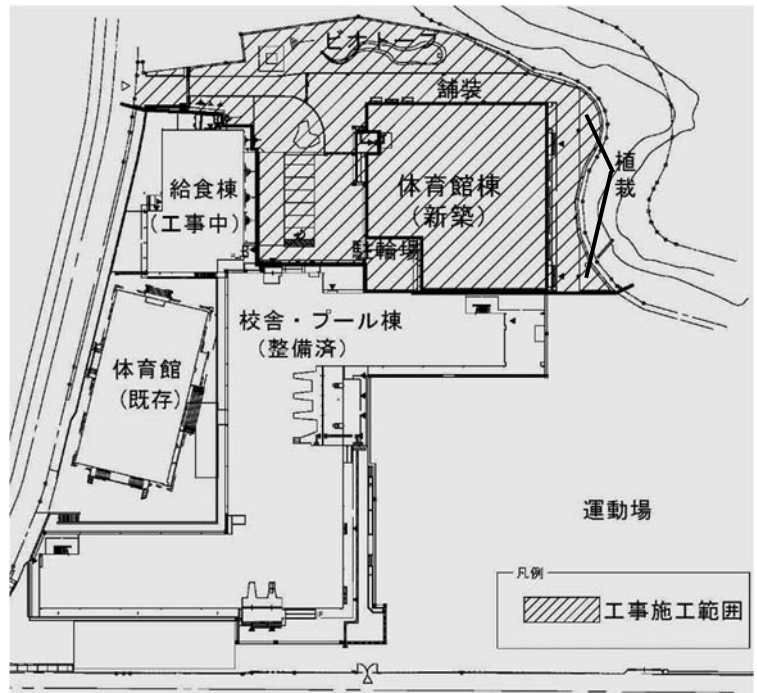
議案名	第 8 5 号議案 町田市立鶴川第一小学校体育館棟改築工事請負契約
-----	-----------------------------------

【議案提出の目的】

まちだ未来づくりプラン実現のために策定した「町田市 5 ヶ年計画 17-21 (重点事業プラン)」に基づき、老朽化した小学校の教育環境を改善するため、鶴川第一小学校の体育館棟の改築及び周囲の外構整備に係る工事請負契約を締結するものです。

【議案の内容】

- 工事内容
  - ・ 体育館棟改築  
玄関、管理室、倉庫、アリーナ、ステージ、男子トイレ、女子トイレ、みんなのトイレ、男子更衣室、女子更衣室、シャワーブース、会議室、防災備蓄倉庫
  - ・ 外構整備  
駐輪場、ビオトープ、植栽、舗装整備 等
- 構造
  - ・ 体育館棟 鉄筋コンクリート造  
一部鉄骨造 地上2階建
- 延床面積
  - ・ 体育館棟 1,357.3 m<sup>2</sup>



【議案の法的根拠】

- 地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号 (契約の締結)
- 地方自治法施行令第 121 条の 2 第 1 項 (議決に付すべき契約の基準)
- 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条 (議決に付すべき契約)

【契約の概要】

- 契約目的 町田市立鶴川第一小学校体育館棟改築工事
- 契約方法 条件付一般競争入札
- 契約金額 543,260,520 円
- 契約相手方 東京都町田市中町一丁目 25 番 9 号  
システム・ハウジング株式会社  
代表取締役 渋谷 俊彦
- 工 期 契約確定の日から 2019 年 3 月 18 日まで

問合せ先	(契約内容) 財務部 契約課長 佐藤	電話	724-2523
	(工事内容) 財務部 営繕課長 田中		724-1293
	(事業内容) 学校教育部 施設課長 岸波		724-2174



議案概要

<p>議案名</p>	<p>第86号議案 生活保護受給者から取得した損害賠償請求権に基づく訴訟参加について</p>		
<p><b>【議案提出の目的】</b> 生活保護受給者から取得した損害賠償請求権に基づき、町田市が訴訟に参加するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <p>○ 交通事故の被害者である生活保護受給者（以下「被保護者」という。）が提起した訴訟に参加し、原告である被保護者に対して、被保護者の請求にかかる債権のうち医療費の損害賠償請求権が町田市に属することを確認し、被告である加害者に対して、医療費の損害賠償として3,899,820円の支払いを求めます。</p> <p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <p>○ 地方自治法第96条第1項第12号（訴えの提起）</p> <p><b>【経緯】</b></p> <p>○ 2014年11月13日に、被保護者が信号機のない交差点において歩いて道路を渡ろうとしたところ、加害者が運転する自動車に衝突され、負傷しました。被保護者は、加害者が本件事故について一切責任はないとして医療費を支払わず、示談交渉にも応じないため、2016年5月27日に損害賠償の支払いを求める訴訟を提起しました。</p> <p>○ 本件事故による医療費については、直ちに加害者からの賠償が見込めなかったため、町田市はやむを得ず被保護者に対し医療扶助の給付を行い、生活保護法第76条の2により被保護者から損害賠償請求権を医療扶助の給付額の限度で取得しました。これにより、被保護者が提起した訴訟に当事者として参加します。</p>			
<p>問合せ先</p>	<p>地域福祉部 生活援護課長 金沢</p>	<p>電話</p>	<p>724-2135</p>





この冊子は、350部作成し、1部あたりの単価は164円です（職員人件費を含みます）。